

信託業法案 参照条文

目次

信託業法（大正十一年法律第六十五号）	1
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	6
銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）（抄）	7
信託法（大正十一年法律第六十二号）（抄）	7
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	10
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）	12
担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）	12
刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	13
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	14
商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	14
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）	16
社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）（抄）	16
証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）（抄）	17
国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）（抄）	18
金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）	18
有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）（抄）	19
非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）	19
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）	19
大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）	20

外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）	（抄）	21
○住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	（抄）	22
中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）	（抄）	22
○公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）	（抄）	23
特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）	（抄）	23
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）	（抄）	27
○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	（抄）	27
日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）	（抄）	27
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（抄）	28
積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号）	（抄）	28
民事執行法（昭和五十四年法律第四号）	（抄）	29
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	（抄）	29
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）	（抄）	31
商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）	（抄）	31
○保険業法（平成七年法律第百五号）	（抄）	32
○著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）	（抄）	33
○確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	（抄）	33

信託業法（大正十一年法律第六十五号）

第一条 信託業ハ内閣総理大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ定款（定款ガ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下同ジ）ヲ以テ作成セラレタルトキハ内閣府令ニ定ムル電磁的記録又ハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル事項ヲ記載シタル書面）並業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添付シ之ヲ内閣総理大臣ニ提出スヘシ

第二条 信託業ハ株式会社ニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス

第三条 信託会社ハ其ノ商号中ニ信託ナル文字ヲ用ウヘシ

信託会社ニ非サルモノハ其ノ商号中ニ信託業者タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス但シ担保附社債ニ関スル信託業ヲ営ム者ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 信託会社ハ左ニ掲クル財産以外ノモノノ信託ノ引受ヲ為スコトヲ得ス

- 一 金銭
- 二 有価証券
- 三 金銭債権
- 四 動産
- 五 土地及其ノ定著物
- 六 地上権及土地ノ賃借権

第五条 信託会社ハ左ニ掲クル業務ニ限り之ヲ併セ営ムコトヲ得

- 一 保護預リ
- 一ノ二 社債等ノ振替に関する法律第二条第四項ノ口座管理機関トシテ行フ振替業
- 二 債務ノ保証
- 三 不動産売買ノ媒介又ハ金銭若ハ不動産ノ貸借ノ媒介
- 四 公債社債若ハ株式ノ募集、其ノ払込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配当金ノ支払ノ取扱
- 五 財産ニ関スル遺言ノ執行

六 会計ノ検査

七 左ノ事項ニ関スル代理事務

イ 財産ノ取得、管理、処分又ハ貸借

ロ 財産ノ整理又ハ清算

ハ 債権ノ取立

ニ 債務ノ履行

内閣総理大臣ハ債務ノ保証ニ付内閣府令ヲ以テ必要ナル制限ヲ設クルコトヲ得

第六条 信託会社ハ担保附社債信託法ニ依リ担保附社債ニ関スル信託業ヲ営ムコトヲ得

第七条 信託会社ハ信託義務ノ違反ニ因リテ受益者ニ生スルコトアルヘキ損害ノ担保トシテ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ資本金ノ十分ノ一以上ノ金額ニ相当スル国債（其ノ権利ノ帰屬ガ社債等ノ振替に關する法律ノ規定ニ依ル振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレルモノヲ含ム次条ニ於テ同ジ）ヲ供託スヘシ但シ其ノ金額八千万円ヲ超ユルコトヲ要セス

第八条 受益者ハ信託会社力前条ノ規定ニ依リテ供託シタル国債ニ付他ノ債権者ニ先チ弁済ヲ受クルノ権利ヲ有ス

第九条 信託会社ハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ運用方法ノ特定セサル金錢信託ニ限り元本ニ損失ヲ来シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得サリシ場合ニ於テ之ヲ補填シ又ハ補足スル契約ヲ為スコトヲ得但シ信託財産トシテ所有スル社債等ノ振替に關する法律第百二十九条第一項ニ規定スル振替社債等ニ付テ当該振替社債等ニ係ル当該信託会社ノ口座ガ弁済義務（同法第八十条第二項若ハ第八十一条第二項（此等ノ規定ヲ同法第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及第百二十七條ニ於テ準用スル場合並ニ同法附則第十條、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十四條第一項、第三十五條第一項及第三十六條第一項ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）又ハ第百五條第二項、第百六條第二項、第百九條第三項若ハ第百十條第三項（此等ノ規定ヲ同法附則第十九條（同法第四十八條ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）ノ義務ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ）ヲ負フ同法第二條第五項ニ規定スル振替機關等又ハ当該振替機關等ノ下位機關（同法第二條第九項ニ規定スル下位機關ヲ謂フ）ニ依リ開設サレタルモノデアル場合ニ於テ当該振替機關等又ハ当該下位機關ノ弁済義務ノ不履行ニ因リ信託財産ニ生ジタル損失ヲ補填スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十条 信託会社ガ信託財産トシテ所有スル有価証券ニ付テハ信託八信託法第三條第二項ノ規定ニ拘ラズ固有財産トシテ所有スル有価証券ト分別シテ之ヲ管理シタルトキハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得

信託会社ガ信託財産トシテ所有スル登録社債等（社債等登録法第三條第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル社債並同法第十四條ノ規定ニ

於テ準用スル同法第三条第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル地方債、債券、公債及社債ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ニ付キ同法第五条ノ移転ノ登録其ノ他内閣府令、法務省令ヲ以テ定ムル登録ヲ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ信託財産タル旨ヲ明示シテ為シタルトキ八同条並信託法第三条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ信託ノ登録ト看做ス此ノ場合ニ於テ信託会社ガ信託ノ本旨ニ反シテ当該登録社債等ヲ処分シタルトキ八受益者八同法第三十一条但書ノ規定ニ拘ラズ処分ノ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分ガ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知りタルトキ又八重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限り同条ノ規定ニ依リ取消ヲ為スコトヲ得

信託会社ガ信託財産トシテ所有スル登録国債（国債ニ関スル法律第二条第二項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル国債ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ニ付キ同法第三条ノ移転ノ登録其ノ他内閣府令、法務省令ヲ以テ定ムル登録ヲ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ信託財産タル旨ヲ明示シテ為シタルトキ八信託法第三条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ信託ノ登録ト看做ス此ノ場合ニ於テ信託会社ガ信託ノ本旨ニ反シテ当該登録国債ヲ処分シタルトキ八受益者八同法第三十一条但書ノ規定ニ拘ラズ処分ノ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分ガ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知りタルトキ又八重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限り同条ノ規定ニ依リ取消ヲ為スコトヲ得

信託法第二十二條第一項但書ノ規定ハ信託会社ニ之ヲ適用セス
信託会社ハ金錢信託ニ付其ノ運用ニ依リ取得シタル財産力取引所ノ相場アルモノナルトキ八信託行為ニ依リ受益者ニ対シ負擔スル債務ヲ履行スル為必要ナル場合ニ限り信託行為ノ定ムル所ニ依リ之ヲ固有財産ト為スコトヲ得

第十条ノ二 信託会社ハ信託法第十七条ノ規定ニ拘ラズ信託財産ニ屬スル債権ニシテ清算機關（証券取引法第二条第二十七項ニ規定スル証券取引清算機關又ハ金融先物取引法第二条第十三項ニ規定スル金融先物清算機關ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ヲ債務者トスルモノ（清算機關ガ債務引受（証券取引法第五十六條の三第一項第五号ニ規定スル有価証券債務引受業等又ハ金融先物取引法第三十七條第一項ニ規定スル金融先物債務引受業等トシテ行フ債務引受ニ限ル以下本項ニ於テ同ジ）ニ因リ債務者トナリタル場合ニ限ル）ニ付テハ他ノ信託財産ニ屬スル債務（清算機關ニ依ル債務引受ノ対価トシテ負擔シタルモノニ限ル）ト相殺ヲ為スコトヲ得但シ信託行為ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ相殺ヲ為ス信託会社ハ当該相殺ニ因リ信託財産ニ損害ヲ生ゼシメタルトキ八其ノ損害ヲ填補スル責ニ任ズ

第十一条 信託会社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

- 一 公債、社債又ハ株式ノ応募、引受又ハ買入
- 二 公債其ノ他前号ニ掲クル有価証券ヲ質トスル貸付
- 三 動産ノ買入又ハ動産ヲ担保トスル貸付
- 四 不動産ノ買入
- 五 不動産又ハ法令ニ依リテ設定シタル財団ヲ抵当トスル貸付
- 六 公共団体、農業協同組合、産業組合、消費生活協同組合又ハ消費生活協同組合連合会ニ対スル貸付
- 七 銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

八 銀行又ハ信託会社ノ引受アル手形ノ買入

前項第三号ニ規定スル動産ニ付テハ其ノ種類ヲ定メ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一項第四号ノ規定ニ依ル不動産ノ買入價格ノ總額ハ資本及準備金ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二条 信託会社ハ資本準備金ノ額ト併セテ其ノ資本ノ額ニ達スル迄ハ毎決算期ニ利益ノ処分トシテ支出スル金額ノ五分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ積立ツヘシ

信託会社ニ対スル商法第二百八十九条第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「資本ノ四分ノ一二相当スル額」トアルハ「資本ノ額」トス

第十三条 信託会社ハ毎半年業務報告書ヲ作り之ヲ内閣總理大臣ニ提出スヘシ
貸借対照表ハ毎半年新聞紙ニ依リテ之ヲ公告スヘシ

第十三条ノ二 信託会社ガ商法第二百八十一条第一項又ハ株式会社ノ監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の二十六第一項ノ規定ニ依リ作成スル附属明細書ノ記載事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第十四条 信託会社ヲ当事者トスル合併又ハ分割ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第十五条 信託会社ハ左ノ場合ニ於テハ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 定款ヲ変更セムトスルトキ
- 二 業務ノ種類又ハ方法ヲ変更セムトスルトキ
- 三 代理店ヲ設置セムトスルトキ

第十六条 合併後存続スル信託会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル信託会社ハ合併ニ因リテ消滅シタル信託会社ノ信託ニ関スル権利義務ヲ承継ス

信託会社ノ合併ニ付異議ヲ述ヘタル受益者アルトキハ其ノ信託ニ付テハ信託法第四十二条及第四十九条第一項第三項ノ規定ヲ準用ス

第十六条ノ二 分割ニ因リテ營業ヲ承継シタル信託会社ハ分割ニ因リテ營業ヲ承継セシメタル信託会社ノ当該營業ニ係ル信託ニ関スル權利義務ヲ承継ス

信託会社ノ分割ニ付異議ヲ述ベタル受益者アルトキハ其ノ信託ニ付テハ信託法第四十二条及第四十九条第一項第三項ノ規定ヲ準用ス

第十七条 内閣總理大臣ハ何時ニテモ信託会社ヲシテ其ノ業務ノ報告ヲ為サシメ又ハ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第十八条 内閣総理大臣ハ信託会社ノ業務又ハ財産ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ業務ノ種類若ハ方法ノ変更又ハ業務ノ停止ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第十九条 信託会社法令、定款若ハ内閣総理大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタルトキハ内閣総理大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、執行役若ハ監査役ノ改任ヲ命シ又ハ営業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十九条ノ二 本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職権（左ニ掲グルモノヲ除ク）ハ之ヲ金融庁長官ニ委任ス

- 一 第一条第一項ノ免許
- 二 前条ノ規定ニ依ル営業ノ免許ノ取消

第十九条ノ三 財務大臣ハ其ノ所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ信託業ニ係ル制度ノ企画又ハ立案ヲ為ス為必要ト認ムルトキハ内閣総理大臣ニ対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得
財務大臣ハ其ノ所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ信託業ニ係ル制度ノ企画又ハ立案ヲ為ス為特ニ必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第二十条 内閣総理大臣ノ免許ヲ受ケステ信託業ヲ営ミタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第二十一条 法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ罰金刑ヲ科ス
前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社団又ハ財団ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

第二十二条 左ノ場合ニ於テハ信託会社ノ取締役、執行役、監査役又ハ清算人ヲ一万円以下ノ過料ニ処ス

- 一 第四条、第五条第一項、第七条、第十一条乃至第十三条及第十五条ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 第九条ノ規定又ハ同条ニ基ク内閣府令ニ違反シテ信託ニ付補填又ハ補足ノ契約ヲ為シタルトキ
- 三 第十条ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ固有財産ト為シタルトキ
- 四 第十七条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サス又ハ検査ヲ妨ケタルトキ
- 五 本法ノ命令又ハ本法ニ基キテ発スル内閣府令ニ違反シタルトキ

- 六 信託会社力信託法第二十八条ノ規定ニ依リテ為スヘキ信託財産ノ管理ヲ為ササルトキ
- 七 信託会社力信託法第三十九条ニ規定スル事務ノ処理若ハ計算ヲ為サス又ハ財産目録ヲ作ラサルトキ
- 八 信託会社力正当ノ理由ナクシテ信託法第四十条ノ規定ニ依ル閱覽ノ請求ヲ拒ミ又ハ説明ヲ為ササルトキ

第二十三条 第三条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ一万円以下ノ過料ニ処ス

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得

金融機関ハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ信託業務ノ種類及方法ヲ定メ前項ノ認可ヲ受ケベシ
（略）

第五条ノ三 信託業務ヲ営ム金融機関ハ多数人ヲ委託者又ハ受益者トスル定型的信託契約（貸付信託又ハ投資信託ニ係ル信託契約ヲ除ク）ニ付約款ノ変更ヲ為サントスルトキハ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ当該変更ニ異議アル委託者又ハ受益者ハ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ
委託者又ハ受益者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ当該委託者又ハ受益者ハ当該契約ノ変更ヲ承諾シタルモノト看做ス

第七条 信託業務ヲ営ム金融機関ト信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関トガ合併シタルトキハ合併後存続シ又ハ合併ニ因リテ設立シタル信託業務ヲ営ム金融機関ハ合併ニ因リテ消滅シタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ信託ニ関スル権利義務ヲ承継ス
（略）

第七条ノ二 信託業務ヲ営ム金融機関ヲ当事者トスル分割ニ因リテ營業ヲ承継シタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ハ分割ニ因リテ營業ヲ承継セシメタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ当該營業ニ係ル信託ニ関スル権利義務ヲ承継ス
（略）

第八条 信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託業務ノ遂行ニ当リテ法令若ハ法令ニ基ク内閣総理大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ内閣総理大臣ハ当該金融機関ニ対シ信託業務ノ停止ヲ命ジ又ハ第一条第一項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第一百七号）（抄）

附則

（金融機関が営む信託業務に関する経過措置）

第十条 第十条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けて同項の金融機関が営む信託業務に対する第十条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の適用については、同法第一条第一項中「業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

信託法（大正十一年法律第六十二号）（抄）

第一条 本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ

第二条 登記又ハ登録スヘキ財産権ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登録ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
有価証券ニ付テハ信託ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ証券ニ信託財産ナルコトヲ表示シ株券及社債券ニ付テハ尚株主名簿又ハ社債原簿ニ信託財産タル旨ヲ記載又ハ記録スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第四条 受託者ハ信託行為ノ定ムル所ニ従ヒ信託財産ノ管理又ハ処分ヲ為スコトヲ要ス

第六条 信託ノ引受ハ営業トシテ之ヲ為ストキハ之ヲ商行為トス

第十四条 信託財産ノ管理、処分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財産ハ信託財産ニ屬ス

第十六条 信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ対シ強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ反シテ為シタル強制執行、仮差押、仮処分又ハ競売ニ対シテハ委託者、其ノ相続人、受益者及受託者ハ異議ヲ主張スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十八条及民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十五条ノ規定ヲ準用ス

第二十条 受託者ハ信託ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スルコトヲ要ス

第二十二條 受託者ハ何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託財産ヲ固有財産ト為シ又ハ之二付權利ヲ取得スルコトヲ得ス但シ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケ信託財産ヲ固有財産ト為スハ此ノ限ニ在ラス
（略）

第二十六條 受託者ハ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り他人ヲシテ自己ニ代リテ信託事務ヲ処理セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ受託者ハ選任及監督ニ付テノミ其ノ責任任ス信託行為ニ依リ他人ヲシテ信託事務ヲ処理セシメタルトキ亦同シ
受託者ニ代リテ信託事務ヲ処理スル者ハ受託者ト同一ノ責任ヲ負フ

第二十七條 受託者力管理ノ失当ニ因リテ信託財産ニ損失ヲ生セシメタルトキ又ハ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキハ委託者、其ノ相続人、受益者及他ノ受託者ハ其ノ受託者ニ対シ損失ノ填補又ハ信託財産ノ復旧ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條 信託財産ハ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ之ヲ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産タル金銭ニ付テハ各別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル

第三十一條 受託者力信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキハ受益者ハ相手方又ハ転得者ニ対シ其ノ処分ヲ取消スコトヲ得但シ信託ノ登記若ハ登録アリタルトキ又ハ登記若ハ登録スヘカラサル信託財産ニ付テハ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分力信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキニ限ル

第三十九條 受託者ハ帳簿ヲ備ヘ各信託ニ付其ノ事務ノ処理及計算ヲ明ニスルコトヲ要ス
受託者ハ信託引受ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ各信託ニ付財産目録ヲ作ルコトヲ要ス

第四十條 利害關係人ハ何時ニテモ前条ノ書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

委託者、其ノ相続人及受益者ハ信託事務ノ処理ニ関スル書類ノ閲覧ヲ請求シ且信託事務ノ処理ニ付説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十一条 信託事務ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ為ス場合ヲ除クノ外裁判所ノ監督ニ屬ス
裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託事務ノ處理ニ付検査ヲ為シ且検査役ヲ選任シ其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

第四十二条 受託者力死亡シタルトキ又ハ破産ノ宣告若ハ後見開始若ハ保佐開始ノ審判ヲ受ケタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス受託者タル法人力解散シタルトキ亦同シ
(略)

第四十七条 受託者力其ノ任務ニ背キタルトキ其ノ他重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ委託者、其ノ相続人又ハ受益者ノ請求ニ因リ受託者ヲ解任スルコトヲ得

第四十八条 第四十六条又ハ八前条ノ規定ニ依リ受託者其ノ任務ヲ辞シ又ハ解任セラレタルトキハ裁判所ハ信託財産ノ管理人ヲ選任シ其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

第四十九条 受託者ノ任務終了ノ場合ニ於テハ利害關係人ハ新受託者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ遺言ニ依リ受託者トシテ指定セラレタル者力信託ノ引受ヲ為サス又ハ之ヲ為スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セス

(略)

第五十条 受託者ノ更迭アリタルトキハ信託財産ハ前受託者ノ任務終了ノ時ニ於テ新受託者ニ讓渡サレタルモノト看做ス

受託者数人アル場合ニ於テ其ノ一人ノ任務終了シタルトキハ信託財産ハ当然他ノ受託者ニ歸ス

第五十六条 信託行為ヲ以テ定メタル事由發生シタルトキ又ハ信託ノ目的ヲ達シ若ハ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ信託ハ之ニ因リテ終了ス

第六十三条 信託終了ノ場合ニ於テ信託財産力其ノ帰屬權利者ニ移転スル迄ハ仍信託ハ存続スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ帰屬權利者ヲ受益者ト看做ス

証券取引法（昭和二十二年法律第二十五号）（抄）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第七号の二に掲げるものを除く。）
- 三の二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券
- 四 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
- 五 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第五号の三及び第七号の二に掲げるものを除く。）
- 五の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第百六十六条第六項において「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証券
- 五の三 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）又は新優先出資引受権を表示する証券
- 六 株券、新株引受権証券又は新株予約権証券
- 七 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 七の二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- 七の三 貸付信託の受益証券
- 七の四 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
- 八 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 九 外国又は外国法人の発行する証券又は証券で第一号から第六号まで又は前三号の証券又は証券の性質を有するもの
- 十 外国法人の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するものうち、内閣府令で定めるもの
- 十の二 前各号、次号若しくは第十一号に掲げる証券若しくは証券又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第二十二項又は第二十六項各号に規定する権利（当該権利を表示する証券又は証券に係る第二十二項又は第二十六項各号に規定する権利を含む。以下「オプション」という。）を表示する証券又は証券
- 十の三 前各号に掲げる証券又は証券の預託を受けた者が当該証券又は証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証券で、当該預託を受けた証券又は証券に係る権利を表示するもの
- 十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証券

前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一 銀行、信託会社その他政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの

二 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

三 前二号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

・ (略)

この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

・ (略)

この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。

・ (略)

31 この法律において「証券取引清算機関」とは、第百五十六条の二又は第百五十六条の十九の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けた者をいう。

32 (略)

第六十五条の二 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）のいずれかを営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(略)

第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関（以下「登録金融機関」という。）は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け（第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。）を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

・ (略)

第百五十六条の二 有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

第五百五十六条の三 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 有価証券債務引受業及び第五百五十六条の六第一項の業務(以下「有価証券債務引受業等」という。)並びにこれらに附帯する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

第五百五十六条の六 証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、証券会社等(第二条第三十項に規定する証券会社等をいう。

以下この項において同じ。)以外の者を相手方として、証券会社等以外の者が行う対象取引(同条第三十項に規定する対象取引をいう。)に基づき債務の引受けを業として行うことができる。

・ (略)

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号) (抄)

(定義)

第一条の二 (略)

2 (略)

3 この法律において「委員会等設置会社」とは、次の各号のいずれかに該当する株式会社であつて、次章第四節に規定する特例の適用を受ける旨の定款の定めがあるものをいう。

一 大会社

二 第二条第二項の定款の定めがある株式会社(第二章第一節、第二十条、第二十一条及び同章第四節において「みなし大会社」という。)

4 (略)

担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号) (抄)

第一条 本法ニ於テ信託会社ト称スルハ担保附社債ニ関スル信託事業ヲ営ム会社ヲ謂フ

第二条 社債ニ物上担保ヲ附セムトスルトキハ其ノ社債ヲ発行スル会社ト信託会社トノ信託契約ニ從ヒ之ヲ発行スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ信託会社ハ社債権者ノ為ニ社債ノ管理ヲ為ス
(略)

第十二条 信託会社法令、定款若ハ内閣總理大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ内閣總理大臣ハ其ノ事業ノ停止若ハ取締役若ハ執行役ノ改選ヲ命シ又ハ免許ヲ取消スコトヲ得

刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の三 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第九条（略）

（略）

次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社（次号において「持株会社」という。） 六千億円

二・三（略）

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二百十一条ノ二 他ノ株式会社ノ総株主ノ議決権ノ過半数又ハ他ノ有限会社ノ総社員ノ議決権ノ過半数ヲ有スル会社（以下親会社ト称ス）ノ株式ハ左ノ場合ヲ除クノ外其ノ株式会社又ハ有限会社（以下子会社ト称ス）之ヲ取得スルコトヲ得ズ

一 株式交換、株式移転、会社ノ分割、合併又ハ他ノ会社ノ営業全部ノ譲受ニ因ルトキ

二 会社ノ権利ノ実行ニ当リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキ

(略)

他ノ株式会社ノ総株主ノ議決権ノ過半数ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ株式会社モ亦其ノ親会社ノ子会社ト看做ス他ノ有限会社ノ総社員ノ議決権ノ過半数ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキ亦同ジ

第一項及前項ニ規定スル議決権ニハ第二十二條第四項ニ規定スル議決権制限株式ニシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル種類ノ株式及有限会社法第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル持分ニ付テノ議決権ヲ含マザルモノトス

第一項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ第二十四條第三項ニ規定スル株式ヲ有スル株主ハ其ノ株式ニ付同條第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ、有限会社法第四十一條ニ於テ準用スル第二十四條第三項ニ規定スル持分ヲ有スル社員ハ其ノ持分ニ付有限会社法第三十九條第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ有スルモノト看做ス

第二百九十三條ノ六 総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主ハ左ノ請求ヲ為スコトヲ得

一 會計ノ帳簿及資料ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覽又ハ謄写ノ請求

二 會計ノ帳簿及資料ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覽又ハ謄写ノ請求

前項ノ請求ハ理由ヲ附シタル書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

(略)

第二百九十三條ノ八 親会社ノ株主ニシテ其ノ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スルモノハ其ノ權利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ會計ノ帳簿及資料ニ係ル第二百九十三條ノ六第一項ノ閲覽又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

(略)

第四百十二條 会社ハ第四百八條第一項ノ承認ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ対シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述べベキ旨及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外公告ヲ為ス方法トシテ定款ニ定メタル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ為ストキハ其ノ催告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

(略)

第五百三十五條 匿名組合契約ハ当事者ノ一方力相手方ノ營業ノ為メニ出資ヲ為シ其營業ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

社債等の振替に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2）10（略）

11 この法律において「加入者保護信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、第六十条の規定による支払を行つことにより加入者の保護を図り、社債等の振替に対する信頼を維持することを目的とするものをいう。

（加入者保護信託契約の締結）

第五十一条 振替機関は、第三条第一項の指定を受けた後、遅滞なく、委託者として加入者保護信託契約を締結しなければならない。ただし、当該指定を受けた場合において、既に他の振替機関によつて加入者保護信託契約が締結されているときは、この限りでない。

2・3（略）

（振替社債等の供託）

第二百二十九条 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により、社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（以下この条及び次条において「振替社債等」という。）の供託をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、供託所に供託書を提出し、かつ、当該振替社債等について振替口座簿の供託所の口座の第六十九条第二項第一号（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄に増額又は増加の記載又は記録をするために第七十条第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第九十五条第一項の振替の申請をしなければならない。

2）5（略）

社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）（抄）

第三条 社債ノ登録ハ社債権者ノ請求ニ依リテ之ヲ為ス

(略)

第五条 登録ヲ為シタル無記名社債ヲ移転シ若ハ之ヲ以テ担保権ノ目的ト為シ又ハ之ヲ信託財産ト為シタルトキハ其ノ登録ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ社債ヲ発行シタル会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

登録ヲ為シタル記名社債ヲ移転シ若ハ之ヲ以テ担保権ノ目的ト為シ又ハ之ヲ信託財産ト為シタルトキハ其ノ登録ヲ為シ且社債原簿ニ其ノ旨ノ記載又ハ記録ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ社債ヲ発行シタル会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十四条 本法ハ地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券及内閣府令、法務省令ヲ以テ定ムル外国又ハ外国法人ノ発行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）（抄）

（社債等登録法の廃止）

第三条 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第三条並びに附則第三条及び第五十八条から第七十八条までの規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（社債等登録法の廃止に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による廃止前の社債等登録法（以下「旧社債等登録法」という。）第三条第一項（旧社債等登録法第十四条において準用する場合を含む。）の規定により登録されている社債（以下「登録社債等」という。）については、旧社債等登録法の規定は、なおその効力を有する。

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）（抄）

第二条（略）

国債ノ登録ヲ為入場合ニ於テハ証券ヲ発行セズ

第三条 登録国債ヲ移転シ又ハ登録国債ヲ以テ質権ノ目的ト為シタルトキハ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ政府其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2）14（略）

15 この法律において「金融先物清算機関」とは、第九十条の二又は第九十条の二十一第一項の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けた者をいう。

（取引証拠金等の預託）

第三十七条 金融先物取引所（その金融先物市場における取引所金融先物取引（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部に関し、他の金融先物清算機関に金融先物債務引受業等（金融先物債務引受業及び第九十条の六第一項の業務をいう。以下同じ。）を行わせる旨を定款で定めた場合にあつては、当該取引所金融先物取引について金融先物債務引受業等を行う金融先物清算機関。第四項において同じ。）は、取引所金融先物取引について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一（四）（略）

2）5（略）

有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）（抄）

第四十四条ノ三 親会社ノ社員ニシテ其ノ総社員ノ議決権ノ十分ノ一以上ヲ有スルモノハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ会計ノ帳簿及資料ニ係ル前条第一項ノ閲覽又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）

第七十一条ノ五 裁判所ハ信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ヲ選任シ又ハ改任スヘキ場合ニ於テハ利害關係人ノ意見ヲ聴クコトヲ得（略）

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

4（略）

5 この法律において「優先出資」とは、特定目的会社に対する出資であつて、当該出資をした者が、当該特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を、当該特定目的会社に対して特定出資をした者に先立つて受ける権利を有しているものをいう。

6（略）

7 この法律において「特定社債」とは、特定目的会社がこの法律の定めるところにより発行する社債をいう。

8・9（略）

10 この法律において「特定約束手形」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第八号に掲げる約束手形であつて、特定目的会社が第四百九条の規定により発行するものをいう。

11 この法律において「資産対応証券」とは、優先出資、特定社債及び特定約束手形をいう。

12～18 (略)

(特定持分の信託)

第三十一条の二 特定持分は、第二十九条第二項の規定にかかわらず、社員総会の承認を受けないで信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関(以下「信託会社等」という。)に信託することができる。

2 特定持分の信託(以下「特定持分信託」という。)に係る契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一 信託の目的が、特定目的会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務が円滑に行われるよう特定持分を管理するものであること。

二 資産流動化計画の計画期間を信託期間とすること。

三 信託財産の管理について受託者に対して指図を行うことができないこと。

四 委託者又は受益者が、信託期間中に信託の解除を行わないこと。

五 委託者又は受益者が、信託期間中に信託法(大正十一年法律第六十二号)第二十三条による場合を除き、信託財産の管理方法を変更しないこと。

3・4 (略)

(業務の委託)

第四百四十四条 特定目的会社は、特定資産(信託の受益権を除く。以下この条において同じ。)の管理及び処分に係る業務を行わせるため、これを信託会社等に信託しなければならない。

2～5 (略)

(受託信託会社等の辞任及び解任)

第二百十三条 受託信託会社等の辞任の承諾は、権利者集会の決議によるものとする。

2 受託信託会社等に職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは特定目的信託契約に違反する重大な事実があるときは、裁判所は、権利者集会の決議による請求により、当該受託信託会社等を解任することができる。

3 (略)

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十

二号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「特定大学技術移転事業」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における技術に関する研究成果（以下「特定研究成果」という。）について、特定研究成果に係る特許権その他の政令で定める権利のうち国以外の者に属するものについての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、特定研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であつて、当該大学における研究の進展に資するものをいう。

2 (略)

(実施計画の承認)

第四条 特定大学技術移転事業を実施しようとする者（特定大学技術移転事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定大学技術移転事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 4 (略)

(実施計画の変更等)

第五条 (略)

2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の承認を受けた実施計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）に係る特定大学技術移転事業を実施する者（以下「承認事業者」という。）が当該承認計画に従つて特定大学技術移転事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 (略)

外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 外国証券会社 次条第一項の登録を受けた外国証券業者をいう。

二の二下九（略）

（営業の登録）

第三条 外国証券業者は、証券取引法第二十八条（証券業の登録）の規定にかかわらず、当該外国証券業者がその国内における証券業の本拠として設ける一の支店（以下「主たる支店」という。）について内閣総理大臣の登録を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国証券業者が設ける他の支店において証券業（第七条第一項各号に掲げる業務を除く。）を営むことができる。

2（略）

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第一百五十六号）（抄）

（資金の調達のための貸付債権の信託等）

第二十七条の六 公庫は、主務大臣の認可を受けて、貸付け（財形住宅貸付けを除く。）又は債権譲受けに要する資金を調達するため、それぞれ当該貸付け又は債権譲受けに係る貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができる。

2（略）

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）（抄）

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行後

（資金の調達のための貸付債権及び社債の信託等）

第二十五条の四 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 貸付債権及び社債（第十九条第一項第三号の規定により譲り受けた特定貸付債権及び取得した特定社債を含む。以下この条及び次条第一項において「貸付債権等」という。）の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。
- 二 貸付債権等の一部を特定目的会社等に譲渡すること。
- 三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

2（略）

公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）（抄）

（資金の調達のための貸付債権の信託等）

第二十六条の三 公庫は、主務大臣の認可を受けて、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。
 - 二 貸付債権の一部を資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社に譲渡すること。
 - 三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。
- 2 （略）

特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定債権」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 機械類その他の物品を使用させる契約であつてその使用させる期間（以下「使用期間」という。）が一年を超えるものであり、かつ、使用期間の開始の日（以下「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものに基づいて、当該物品を使用させることの対価としての金銭の支払を目的とする債権（以下「金銭債権」という。）
- 二 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入することができる証券その他の物（以下「証券等」という。）をこれにより商品を購入しようとする者（以下「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入した場合において、その代金に相当する金額を当該販売業者に交付し、当該利用者から、二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権
- 三 証券等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への商品の販売を条件として、その代金の全部又は一部に相当する金額を当該販売業者に交付し、当該購入者から、二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該金額を受領することを約する契約に基づいて、当該購入者に対し生ずる金銭債権

四 証券等を利用者に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入した場合において、その代金に相当する金額を当該販売業者に交付し、当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに、その代金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権

五 前各号に規定する契約に類する契約として政令で定めるものに基づいて生ずる金銭債権
二 この法律において「特定債権等」とは、特定債権又は前項第一号に規定する契約に基づいて使用される物品（以下「特定物品」という。）をいう。

三 この法律において「特定事業者」とは、第一項各号に規定する契約の締結を行う事業（以下「特定事業」という。）を営む者をいう。
四 この法律において「特定債権等譲受業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

一 その譲受けの対価として当該特定債権等を譲渡した特定事業者に生ずる金銭債権（以下「基本債権」という。）を分割して顧客に対し販売させることを目的として特定債権等を譲り受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）。
二 次に掲げる契約に基づいて、特定債権等を譲り受けること。

イ 当事者の一方が相手方の営業のために出資を行い、相手方が営業としてその出資された財産を特定債権等の取得及び行使（特定物品にあつては、その譲渡又は賃貸をいう。以下同じ。）により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額（当該出資が損失によつて減少した場合にあつては、その残額）の返還（以下「利益の分配等」という。）を行うことを約する契約

ロ 各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産を特定債権等の取得及び行使により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額に依つて分割された残余財産の価額の返還（以下「利益の分配等」という。）を行うことを約する契約

ハ イ又はロに掲げるもののほか、特定債権等に係る譲受けの事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要な契約として政令で定めるもの

五 この法律において「特定債権等譲受業者」とは、第三十条の許可を受けて特定債権等譲受業を営む者をいう。

六 この法律において「小口債権」とは、次に掲げる権利（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券に表示され、又は表示されるべき権利を除く。）をいう。

一 特定債権等譲受業者に対する基本債権を分割した債権

二 第四項第二号イ又はロに掲げる契約（以下「特定債権等組合契約」という。）に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利
三 第四項第二号ハに掲げる契約に係る権利であつて、特定債権等に係る小口債権の販売の事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるもの

四 特定債権等の信託の収益の分配及び元本の返還を受ける権利

五 外国の法令に準拠して設立された法人（以下「外国法人」という。）に対する権利であつて、前各号に掲げるものに類するもの
七 この法律において「小口債権販売業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

- 一 小口債権の販売を内容とする契約（以下「小口債権販売契約」という。）の締結又はその代理若しくは媒介（以下「特定債権等組合契約の締結の代理又は媒介」という。）
- 二 この法律において「小口債権販売業者」とは、第五十二条の許可を受けて小口債権販売業を営む者をいう。

（届出）

第二条 特定債権等譲受業者にその特定債権等を譲渡しようとする特定事業者（特定事業者の特定債権等を譲り受けた者を含む。以下「特定事業者等」という。）及び当該特定債権等譲受業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該譲渡及び譲受けの計画を経済産業大臣に届け出なければならぬ。当該計画の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

（特定債権の譲渡に係る計画の確認）

第六条 特定事業者は、一年以内において経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、当該期間の特定債権の譲渡に係る計画を経済産業大臣に提出して、その計画が次の各号に適合する旨の確認を受けることができる。当該確認を受けた特定債権の譲渡の総額の変更（特定債権の譲渡の総額の増加に係るものに限る。）をしようとするときも、同様とする。

- 一 その特定債権の譲渡の総額が当該特定事業者の実施のために必要な限度を超えるものでないこと。
- 二 その特定債権の譲渡の総額が当該特定事業者の財産の状況に照らして過大なものでないこと。
- 三 その特定事業者が譲渡しようとする当該特定債権の取立てについて、当該特定債権等譲受業者から委託を受けていること。

（特定債権の譲渡の公告等）

第七条 前条の規定により特定債権の譲渡に係る計画について確認を受けた特定事業者は、当該計画に従って特定債権等譲受業者に特定債権を譲渡したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨の公告をすることができる。

2 前項の規定による公告（以下この節において単に「公告」という。）がされたときは、当該特定債権の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもって確定日付とする。

（特定債権に関する書面の閲覧）

第八条 特定事業者は、第六条の規定により確認を受けた計画に従って特定債権を譲渡した場合において、公告をしようとするときは、当該特定債権に関する事項であつて経済産業省令で定めるものについて記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 特定債権の債務者、特定事業者から特定債権を譲り受ける者又は特定事業者の債権者は、経済産業大臣に対し、利害関係のある部分に限り、前項の書面の閲覧を請求することができる。

3 前項の規定による請求は、請求事由その他経済産業省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。

4 経済産業大臣は、第二項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。

(取立てを委託する契約の解除の禁止等)

第九条 特定事業者又は特定債権等譲受業者は、その譲渡し、又は譲り受けた特定債権について公告により對抗要件が備えられたときは、当該特定債権について当該特定事業者が取立てを委託する契約の解除を行うことができない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、特定債権等譲受業者は、取立てを委託する契約の解除による当該特定事業者の弁済受領の権限の消滅をもって当該特定債権の債務者に対抗することができない。ただし、当該債務者がその弁済受領の権限の消滅を知り、又は過失により知らなかつたときは、この限りでない。

(報告の徴収等)

第十条 経済産業大臣は、特定事業者等及び特定債権等譲受業者に対し、第三条の規定による届出に係る計画又は第六条の規定により確認を受けた計画(第三条又は第六条の規定による変更の届出又は変更の確認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施状況について報告を求めることができる。

2 経済産業大臣は、第六条の規定により確認を受けた計画が同条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その確認を取り消さなければならぬ。

3 前項の規定により確認が取り消された場合において、その確認を受けた計画に従つて譲渡された特定債権に係る公告は、当該確認が取り消された後も、なおその効力を有する。

(指定調査機関の指定等)

第十二条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、第三条の規定による届出に係る特定債権等及び当該特定債権等に係る小口債権についての債務の弁済に関する必要な調査並びに第六条の規定による確認に必要な調査(同条第一号及び第二号に掲げるものに限る。)のうち特定事業者の事業及び財産の状況に関するものであって政令で定めるもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 (略)

(小口債権販売業者の許可)

第五十二条 小口債権販売業は、主務大臣の許可を受けた法人(外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（取締役等の兼職制限）

第十三条 投資信託委託業者の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営もうとする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）

（免許）

第三条 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 6 （略）

（信託会社等に関する特例）

第七十七条 （略）

2 宅地建物取引業を営む信託会社については、前項に掲げる規定を除き、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 信託会社は、宅地建物取引業を営もうとするときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 （略）

日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）（抄）

(借入金及び道路債券)

第二十六条 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は道路債券を発行することができる。ただし、公団が、道路債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより道路債券を発行し、当該道路債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合における道路債券の発行については、国土交通大臣の認可を受けることを要しない。

2) 5 (略)

6 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、道路債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条(社債管理会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8・9 (略)

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号) (抄)

(都道府県知事の事務)

第三十条の七 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のため求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報(第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。)を提供するものとする。

4) 10 (略)

積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百十一号) (抄)

(営業保証金供託委託契約)

第二十条 積立金等保全措置として締結する営業保証金供託委託契約は、次条第一項の規定による届出の日の翌日以降次の基準日の翌日から起算して五十日を経過する日(その日前に当該の基準日に係る基準額について同項の規定による届出があつたときは、その届出の日)までの間に委託者たる積立式宅地建物販売業者が第三十六条第一項各号の一に該当することとなつた場合において、第二十九条

2 の規定による通知を受けた受託者が委託者のために委託額に相当する額の営業保証金の供託をすることを約する契約とする。
(略)

民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）

(管理人の選任)

第九十四条 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。
2 (略)

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

(銀行の子会社の範囲等)

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行
- 三 証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社のうち、証券業（同条第八項各号（定義）に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十四条第一項各号（業務）に掲げる業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）
- 三の二 証券取引法第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）
- 四 保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）
- 五 銀行業を営む外国の会社
- 六 証券業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 七・八 (略)
- 九 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる

会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

六 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

3 7 （略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十一条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当

該銀行（代理店を含む。）の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 4 （略）

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 長期信用銀行

二 証券専門会社

二の二 証券仲介専門会社

三 保険会社

- 四 銀行業を営む外国の会社
- 五 証券業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 六・七 （略）
- 八 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）
- 九 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- 2）6 （略）

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（抄）

（金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止）

第二十條 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（抄）

（報告書の交付）

第十八條 商品投資販売業者は、自らを当事者とする商品投資契約が成立したときは、当該商品投資契約を締結している顧客に対して、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約に係る財産の運用の現状について説明した報告書を交付しなければならない。

2 （略）

（銀行、信託会社等の適用除外）

第四十八條 第二章の規定は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他のこの法律以外の法律の規定でこれにより商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。

2 (略)

○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

第九十九条（略）

2 (略)

3 生命保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、信託業法の規定にかかわらず、その支払う保険金について、信託の引受けを行う業務（以下「保険金信託業務」という。）を行うことができる。

4～6 (略)

7 生命保険会社が保険金信託業務を行うおとずる場合には、当該生命保険会社は、その方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。当該認可を受けた業務の方法を変更しようとするときも、同様とする。

8・9 (略)

(保険金信託業務を行う保険会社の特例)

第四百十三條 保険金信託業務を行う相互会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転の決議をした場合で、当該保険金信託業務に係る事業の譲渡について社員総会（総代会を設けているときは、総代会）又は取締役会の決議をしたときは、当該相互会社は、当該決議をした日から二週間以内に、当該決議の要旨及び当該事業の譲渡に異議のある金銭信託の受益者（以下この条において「受益者」という。）は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 受益者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該受益者は、当該事業の譲渡を承認したものとみなす。

4 (略)

(信託業務を行う会社に関する特例)

第七十三條の九 分割により事業を承継する会社は、分割により事業を承継させる会社（当該会社が保険金信託業務を行う場合に限る。）の当該事業に係る信託に関する権利義務を承継する。

2 (略)

○ 著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百一十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「管理委託契約」とは、次に掲げる契約であつて、受託者による著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用の許諾に際して委託者（委託者が当該著作物等に係る次に掲げる契約の受託者であるときは、当該契約の委託者。次項において同じ。）が使用料の額を決定することとされているもの以外のものをいう。

一 委託者が受託者に著作権又は著作隣接権（以下「著作権等」という。）を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約

二 委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約

2 この法律において「著作権等管理事業」とは、管理委託契約（委託者が人的関係、資本関係等において受託者と密接な関係を有する者として文部科学省令で定める者であるものを除く。）に基づき著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を行う行為であつて、業として行うものをいう。

3 （略）

○ 確定給付企業年金法（平成十二年法律第五十号）（抄）

（基金の積立金の運用に関する契約）

第六十六条 基金は、政令で定めるところにより、積立金の運用に関して、前条第一項各号のいずれかに掲げる契約又は投資一任契約を締結しなければならない。

2～5 （略）